



月刊 歯科PRO通信

第51号 2009年 10月20日発行 発行元：歯科プロジェクト



ご挨拶 月刊 歯科PRO通信 第51号のご挨拶

こんにちは、歯科プロジェクトです。

金木犀の香りに深まる秋を感じる今日此の頃です。(現在、この文章を書いている私と、実際にお手元に届いて皆様のお目に触れるまでには・・・少々時間に隔たりがございます。ご容赦ください。)

歯科プロジェクトのある名南税理士法人は熱田神宮のすぐ横にございます。熱田神宮は緑が多く、マイナスイオンにあふれるなかなかの癒しの空間です。今の季節は、金木犀が香り、どんぐりもたくさん落ちています。去年はたくさんの銀杏が実をつけていました。朝の通勤途中など、ふと季節を感じます。

しかし、以下に続きます「歯科PRO通信」は、秋は既に通り越して 年末 や 確定申告 を感じさせる季節先取りの内容盛り沢山になっております。(笑)

皆様にも「ああ、もうこんな季節(時期)?」と季節を感じていただきましょう。(河)

今月のお知らせ (再) 年末調整のご案内

そろそろ年末調整の時期です！

前回もご案内しましたが、再度年末調整についてご連絡いたします。

年末調整のスケジュール

10月下旬 年末調整資料をご郵送します。従業員さんにご記入いただくようお願い下さい。

11月下旬 従業員さんに記入して頂いた資料やその他の添付書類をご郵送ください。
(～11月末日期限にて弊社へ到着しますようお願いいたします。)

12月上旬～中旬 当方にて資料の確認を行い、不明等がありましたらご質問させていただきます。

12月中旬～下旬 12月給与・賞与のデータをFAX等にてお送りください(計算ができ次第)。
「楽しい給与計算」をご利用の方は必要ありません。

年末～年始 年末調整の結果と納付書をご郵送いたします。
(源泉所得税の納期限は1月12日(火)になります)

従業員さんにお伝え下さい。

- ・本年入職された方で前職のある方は、お時間のかかるケースもあるようですので、予め前職の源泉徴収票を取り寄せていただくようお願いいたします。(既にこちらでお預かりしている方は結構です。重複のお願いになってしまうことをご容赦願います。)
- ・10月中旬には、各社より生命保険料や地震保険料、国民年金などの各種証明書が届き始めます。大切に保管して下さい。

お手元にある先生の控除証明書も送ってください！

そろそろ控除証明書がお手元に届いているところかと思いますが、今まで院長先生の生命保険料控除証明書や地震保険料控除証明書等については、従業員さんの年末調整資料とは別に、確定申告の資料としてお送りいただいております。

しかし、この時期に送られてきますので「私の分はどうすれば？」とのお問い合わせをいただくことが多くございましたので、昨年より院長先生の控除証明書も従業員さんの年末調整の資料を回収させていただくこの時期と同じように回収させていただくことにいたしました。

後日、「申告必要資料リスト」をご案内させていただきますが、院長先生の控除証明書等がお手元がありましたらお送りいただくようお願いいたします。**年末調整資料の郵送期限は11月30日(月)**になります。ただし、年明けにしか届かない書類もありますので「毎年ある、アレは・・・？」と迷わずに、とりあえずお手元にあるものについて送りいただければ結構です。

また、今年譲渡所得や贈与の申告が必要な方、申告に関する資料も一緒にお送り下さい！

例えば、保険の解約や資産の売却、金銭の贈与など事業所得以外に申告が必要な所得についての資料もお手元にございましたらお送り下さい。申告までお預かりします。

申告が必要かどうかをご不明なときは歯科プロジェクトにお尋ね下さい。

『 医院開業ならお任せ下さい！ 』

皆様のまわりで、新規開業をお考えの先生はいらっしゃいませんか？

名南コンサルティングネットワークでは、医院開業サポート業務を行っております。

開業地の意思決定から開業まで、また開業後の経営指導まで幅広いサービスを提供させていただいております。皆様にとって大切な方の開業後の良好な経営を目指したお手伝いを、ぜひ私どもにさせていただきます。

ご案内のパンフレットを同封させていただきました。これから開業を考える方が身近にみえたら「 e-開業.com 」へのアクセスをお勧めください。



平成22年分の資料を整理するためのスクラップブック等の用品のご希望を伺います。

同封の用紙にて事務用品のご注文を承ります。

郵送資料チェックリストや現金入金集計表などの不足している用品などがございましたらご注文ください。

今回同封の注文用紙をFAX(052-683-9106)頂くか、または、次月の月次資料に同封をお願い致します。

秋から冬に季節は変わりつつあります。冬を感じるようになったら年末までは秒読みです。

クリスマスに年末だ、と浮き足立つ世間をよそにスタッフの皆様の年末調整を済ませたら、確定申告は目の前です。

例年、確定申告時にお願いする申告資料の中には、在庫表・未収金リスト・自費収入前受リスト等がございます。今回は、この未収金リスト等のご説明をさせていただきつつ、事業所得における収入の計上時期についてお話したいと思います。

事業所得の収入の計上時期は、税法上、その診療行為などの役務の提供を完了した時とされています。具体的には、現金が入金されたときや支払基金への請求時期ではなく、個々に診療を行ったときということになります。

ただ、実務上、社会保険診療収入は、毎月の支払基金等への請求額を、その月の末日(診療を行った月の月末)に収入計上し、自己負担額などの窓口収入については、それぞれの診療の時に収入金額を計上します。また、自費診療収入については、窓口収入と同様、診療を行った時に収入金額に計上します。

診療が長期間に及ぶ歯列矯正等は、患者様との契約に基づいて矯正装置を装着したときに請求し受領するのが一般的ですから、原則として矯正装置の装着時に全額を収入に計上します。

(但し、契約の内容により入金時に収入計上が認められる場合もあります。)

(未収金)

未収金とはセットが終わっているのに入金がないものです。

(前受金)

前受金はセットが終わっていないのに入金があったものです。

では、次の場合はどうでしょうか？

インプラントをする患者様から40万円(内訳 オペ20万円、上部構造20万円)の治療費をいただいて、12月末までにオペだけ済んだとします。(上記価格は根拠なしです。)

前受金はいくらでしょうか？

40万円全額 20万円の上部構造分 0円

正解は、の40万円全額です。オペは完了していますが、インプラント治療は上部構造までセットして終了となるので、オペだけ終わっているからとオペ代だけ収入にあげる必要はありません。

また、診療代を現金にかえてクレジットカードで決済するケースも考え方は同様です。

入金時ではなく、診療時の収入に計上します。

自由診療収入は、歯科医院と患者間の金銭直接授受、そして入金サイクルが不定であるために計上漏れが生じやすい項目です。税務調査でも重要視されるチェック項目の1つです。また、従業員が抜き取り等の不正をしやすい収入の1つでもありますので、不正を起こさせないためにもしっかりした入金管理が必要です。

そして、確定申告時には、書き漏らすことなくリストを作成いただき、歯科プロジェクトにお知らせ下さい。宜しくお願いします。